No. 15-19

2015. 10. 22

全保協ニュース

〔協議員情報〕 全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509 ホームページアドレス [http://www.zenhokyo.gr.jp]

―今号の目次―

- ・誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現に向けて、厚生労働省 プロジェクトチームが提言
- ・「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の訂正について………3
- ・子供の未来応援国民運動発起人会議開催される・・・・・・・・・・・・5
- ・平成 27 年度児童虐待防止に向けた行動方針の取り組みについて・・・・・・5
- ◆誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現に向けて、厚生労働省プロジェクトチームが提言◆
- ~新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」~

厚生労働省では、平成27年3月13日にとりまとめられた「厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン」における、介護・福祉サービスを融合させる推進方策とともに、担い手となる専門職種を統合・連携させる方策検討の必要性の指摘を受けて、「介護・福祉サービス・人材の融合検討チーム」を4月に設置し、検討を進めていました。

9月17日、厚生労働省に設置された「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム*」は、『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現―新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン―』を提言しました。

提言では、家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへの対応、福祉人材の確保と質の高いサービスを効率的に提供する必要性の高まり、誰もが支え合う社会の実現の必要性と地域の支援ニーズの変化への対応の3点を課題とし、これらについて検討していく上での視点と改革の方向性が示されています。

特に、児童福祉分野に関連する記述は、「2.様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築 (2)地域の実情を踏まえた支援の総合的な提供」及び、「4.新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保 (2)新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保のための具体的方策」における、「②福祉分野横断的な基礎的

知識の研修」及び「③福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進」に見ることができます。

- 2. 様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築
- (2) 地域の実情を踏まえた支援の総合的な提供

(総合的なサービス提供の阻害要因の改善等)

○ 具体的には、「小さな拠点」の整備の推進や総合的な支援提供の仕組みの構築と併せて、<u>多世代交流・多機能型の取組に際し障壁となっている各制度の人員配置基</u>準、施設基準の改善について検討する必要がある。

その際、実際には国は求めていないが、自治体の運用において規制されている事項もあると考えられる。このため、まずは現状においても運用上対応可能な事項に係るガイドラインを策定し、その周知を図ることとする。また、<u>必要に応じ報酬改</u>定も視野に、各制度の人員配置基準、施設基準の緩和を検討することとする。

- さらに、こうした基準の緩和も踏まえ、<u>複数分野のサービスや包括的な相談支援を行う際に、円滑に報酬が支払われるよう整理を行い、制度上の分類が事業者等の</u>取組を阻害する点があればさらに報酬の支払い方法※等を見直すことを検討する。
 - ※ 現在、基準を満たさない場合でも一定の条件の下で報酬の支給を認める基準該 当サービスの仕組みがあるが、この基準該当サービスも活用できない又は活用し にくい場合についてどう考えるか、といった課題がある。
- 〇 併せて、例えば、児童のための施設として整備したが、年数の経過に伴う需要の変化等により高齢者のための施設として運用したいという場合に、施設の転用が難しいといった声がある。このため、各分野の補助金により整備した施設を10年未満で他の福祉施設に転用する場合に、補助金返還を要しないこととする要件の拡大や転用手続きの簡素化を検討する。
- 4. 新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保
- (1)~略~
- (2)新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保のための具体的方策

(人材の育成・確保に向けた具体的方策)

- 福祉人材の育成・確保については、分野ごとに取組が進められてきたが、それらの取組の考え方や状況を踏まえつつ(~略~)<u>分野横断的な視点から、福祉分野の中での人材の移動を円滑にし、汎用性の高い多様な人材の育成を進めるという基本的な考え方に立ち、具体的な人材の育成・確保の検討・取組が進められる必要がある。その際には、社会福祉法に基づく福祉人材確保指針などにおいてこうした考え方を示しつつ、(~略~)可能な取組から具体化することが必要と考えられる。</u>
- ② 福祉分野横断的な基礎的知識の研修

様々な分野にわたる知識や技能は、複合的な課題に対するアセスメントや、様々な支援のコーディネート、様々な福祉サービスの一体的提供に資するため、<u>保育・障害・介護など、様々な福祉分野の共通的な基礎的知識を修得するための研修等の</u>創設などの方策を講じる。

③ 福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進 福祉人材の多様なキャリア形成を支援するとともに、福祉労働市場内での人材の 移動を促進するため、福祉資格保有者が他資格を取得する際の試験科目の免除や、 複数資格の取得を容易にするための環境整備を図る。また、中核的な役割を果たす べき人材である介護福祉士の養成促進や、社会的養護において様々な課題を抱えた 児童等の養育に対応できる人材の育成を促進する。

※下線部脚注、全保協事務局

なお、今般の提言の中では、本年4月の一部報道にあった「介護福祉士や保育士など の資格の一本化」といった内容ではなく、あくまで、複数資格の取得の際に、必要な 科目の重複等の一部免除などによって環境整備に取り組む、としています。

提言の全文・概要等の資料は、厚生労働省ホームページからご覧いただくことができます。

*「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討」構成員は、プロジェクトチーム・幹事会・ワーキングチームいずれも、現職の厚生労働省職員。

【参考】

○新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム・幹事会(平成27年9月17日) 厚生労働省ホーム〉政策について〉審議会・研究会等〉社会・援護局(社会)が実施する検討会等〉新たな 福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム・幹事会

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000098006.html

◆「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の 訂正について◆

9月1日、内閣府・文部科学省・厚生労働省の一府二省から、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日:府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号)に係る記載の訂正について、事務連絡が発出されました。 訂正の内容は、下表のとおりです。

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の正誤表

正誤箇所	正	誤
P5 33行目	基準年度 <u>以前に</u>	基準年度の前年度以前に
P5 33行目	私立高等学校等経常費助成費補助金 <u>(一般補助(一</u>	私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園特別
	種免許状の保有の促進分又は財務状況の改善の支援	支援教育経費)等の補助金
	<u>分を除く。))及び保育料等</u>	

P6 15行目	基準年度 <u>以前に</u>	基準年度の前年度以前に
P6 26行目	基準年度 <u>以前に</u>	基準年度 <u>の前年度以前に</u>
P10	(2)教育・保育従事者に係る賃金改善について	(2)教育・保育従事者に係る賃金改善について
別紙様式2	③ 賃金改善を行う方法	③ 賃金改善実施期間
P10	(3)教育・保育従事者以外に係る賃金改善につい	(3)教育・保育従事者以外に係る賃金改善につ
別紙様式2	て	いて
	③ 賃金改善を行う方法	③ 賃金改善実施期間
P13	(1)賃金改善実績	(1)賃金改善実績
別紙様式4	③ イ 基準年度における賃金水準*を適用した	③ イ 基準年度における賃金水準を適用した
	場合の賃金の総額 <u>(*公定価格における人件費</u>	場合の賃金の総額
	の改定状況を踏まえた水準を含む。)	
P13	(2)教育・保育従事者に係る賃金改善実績	(2)教育・保育従事者に係る賃金改善実績
別紙様式4	ア 常勤職員	ア 常勤職員
	⑦ イ 基準年度における賃金水準*を適用した	⑦ イ 基準年度における賃金水準を適用した
	場合の賃金の総額 <u>(*公定価格における人件費</u>	場合の賃金の総額
	の改定状況を踏まえた水準を含む。)	
P14	(2)教育・保育従事者に係る賃金改善実績	(2)教育・保育従事者に係る賃金改善実績
別紙様式4	イ 非常勤職員	イ 非常勤職員
	⑦ イ 基準年度における賃金水準*を適用した	⑦ イ 基準年度における賃金水準を適用した
	場合の賃金の総額 <u>(*公定価格における人件費</u>	場合の賃金の総額
	の改定状況を踏まえた水準を含む。)	
P14	(3)教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績	(3)教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績
別紙様式4	⑦ イ 基準年度における賃金水準*を適用した	⑦ イ 基準年度における賃金水準を適用した
	場合の賃金の総額 <u>(*公定価格における人件費</u>	場合の賃金の総額
	の改定状況を踏まえた水準を含む。)	

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日)の内容及び 訂正についての事務連絡の全文は、別紙1及び以下をご参照ください。

【参考】

- ○別紙1:「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日)※訂正前の内容
- ○「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成 27 年 3 月 31 日)
 内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>法令・通知等
 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html
- ○「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の訂正について(平成 27 年 3 月 31 日) 内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>自治体向け情報>事務連絡 http://www8. cao. go. jp/shoushi/shinseido/administer/office/index. html#jimurenraku

◆子供の未来応援国民運動発起人会議開催される◆

平成27年10月19日(月)、総理官邸において、子どもの未来応援国民運動発起人 会議が開催された。

冒頭、加藤勝信内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画)、世耕弘成内閣官 房副長官、伊藤一郎発起人代表(旭化成取締役社長、日本経団連審議員会副会長)か ら、子どもの未来応援国民運動の重要性等に関する挨拶があった。

その後、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」等(**平成 28 年度概算 要求の際、既報**)について、香取厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、河村文部科学 省生涯学習政策局長から説明があった。

また、「子供の未来応援国民運動の展開について」(**別紙 2**)は、中島内閣府大臣官房 審議官、日本財団から説明があった。

〔子供の未来応援国民運動概要〕

- ○10月1日に、子どもの未来応援国民運動推進事務局が内閣府、文部科学省、厚生 労働省及び日本財団を中心に構成された。
- ○推進事務局の事業は、
 - ・ホームページの開設(支援情報ポータルサイト、マッチングサイト、基金のページ)
 - ・子供の未来応援基金の創設

(連絡先窓口は、内閣府子どもの貧困対策推進室(基金を除く全般)、公益財団法 人日本財団コールセンター(基金事項))

そののち、本人出席した発起人それぞれから国民運動への思い、期待、意見等の発言があり、伊藤発起人代表からは、「子供の未来応援基金への御協力について(案)」(別紙3)の提案がされ、発起人一同から賛意を得た。今後、この文書により、各方面に基金の協力を依頼することとなった。

最後に、菅義偉内閣官房長官から挨拶があり、終了した。

全社協の児童関係種別からは、藤野全養協会長、廣瀬全母協総務委員長(大塩会長代理)が出席した。

◆平成 27 年度児童虐待防止に向けた行動方針 の取り組みについて◆

全国社会福祉協議会は、平成25年度より継続して、国の「児童虐待防止推進月間」 (11月)に合わせ、「児童虐待防止に向けた行動方針」を定め、各地域の実情に応じて 具体的な行動に積極的に取り組んでいただくようお願いしています。詳細は、別紙4 「平成27年度児童虐待防止に向けた行動方針」をご参照ください。